

アーツ前橋あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 アーツ前橋で発生した作品の紛失事案を受け、中長期的なアーツ前橋のあり方を検討するアーツ前橋あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 開館後の活動を振り返り、アーツ前橋の現状と課題を整理すること
- (2) 中長期的なアーツ前橋のあり方の検討に関すること
- (3) 上記(1)(2)をまとめた報告書の作成に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表に掲げる者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年6月24日から令和3年10月29日までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集及び委員会)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員等以外の者に出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員その他委員会の会議に出席した者は、当委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 この委員会の庶務は、文化スポーツ観光部文化国際課が処理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月24日から施行する。